

議会改革推進特別委員会 活動報告書



平成31年3月25日

議会改革推進特別委員会

【目 次】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	組織及び目的等・・・・・・・・	2
	(1) 組織の名称	
	(2) 委員名簿	
	(3) 設置目的	
	(4) 設置期間	
3	活動の概要・・・・・・・・	3
	(1) 特別委員会設置までの経緯	
	(2) 議会改革推進委員会の活動結果	
	(3) 議会改革推進委員会から議会改革推進特別委員会へ	
	(4) 議会改革推進特別委員会の活動	
4	おわりに・・・・・・・・	9
5	資料編・・・・・・・・	別冊

1 はじめに

近年、地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、議会が果たす役割はますます大きくなってきている。そうした中、市政の一翼を担う議会としては、その果たすべき役割を明らかにし、市民にとってわかりやすい議会、参加しやすい議会となることが求められている。

このため、議会の最高規範である議会基本条例を制定し、議会機能の一層の充実強化と議会の活性化を図り、時代の要請に的確に対応できる議会となるべく、平成28年5月19日に議会改革推進特別委員会を設置した。

このたび、本委員会における調査・研究を終了するにあたり、これまでの調査・研究結果を報告する。

2 組織及び目的等

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 名 称 | 議会改革推進特別委員会 |
| (2) 委員数 | 6名 |
| 委員長 | 藤井篤保 |
| 副委員長 | 戸田由久 |
| 委員 | 浅井寿美 |
| 委員 | 長江秀幸 |
| 委員 | 中川昌也 |
| 委員 | 白井 淳 |
| (3) 設置目的 | 議会基本条例の制定及び議会改革の推進を目的とする。 |
| (4) 設置期間 | 平成28年5月19日～平成31年3月25日 |

3 活動の概要

(1) 特別委員会設置までの経緯

従来、議会活性化に向けての協議については、議長の諮問機関である各派代表者会で行っていたが、各派代表者会の議題が多岐にわたり、議会活性化に特化した協議に傾注できない状況であった。また、各派代表者会が議長の諮問機関のため議長発議の議題が中心となるが、議会改革に関しては、時の議長の考え方によるものではなく、議会全体の問題として議員一人ひとりが問題意識を持って議論できる組織の中で検討すべきである。これらの問題点を総合的に勘案し、平成27年6月30日の議会運営委員会において、任意の会議体である議会改革推進委員会を設置することを決定した。

(2) 議会改革推進委員会の活動結果

①反問権の導入

瀬戸市議会反問権実施要綱案（資料1）を策定し、議会運営委員会へ答申。議会運営委員会で反問権を導入することを決定し、平成28年6月定例会から実施。この要綱に掲げる反問権には反論も含むことを明記した。

②議会の広報・広聴について

地方自治法第100条第12項の規定に基づいた協議の場として「広報広聴協議会」の設置することを答申した。併せて、協議会のイメージ及び協議会の規程（資料2）も策定し、それを基に議会運営委員会で協議した結果、平成28年3月定例会で会議規則の改正を行い、同年5月の議会役員改選時から広報広聴協議会を立ち上げた。

③請願・陳情者の趣旨説明、陳情審査の見直し

「常任委員会での趣旨説明に関する申し合わせ（案）」を作成、議会運営委員会へ答申した。議会運営委員会での協議の結果、趣旨説明に関する部分だけでなく、陳情審査のあり方も見直すことになったため、再度議会改革推進委員会で趣旨説明に関する申し合わせ部分も含めて協議することとなった。

委員会で協議した結果、「瀬戸市議会請願及び陳情取扱要綱」（資料3）を

取りまとめ議会運営委員会に答申し、平成28年4月13日から施行することとなった。

また、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と表現することとした。

④視察報告の公開、視察後の取り組み、成果の公開

常任委員会の視察先の決定から視察結果報告の公開、視察後の取り組み、成果の公開までをフロー図(資料4)にまとめた。第1段階として視察を実施するまでをフロー図に沿った形で実施するよう議会運営委員会に答申した。

⑤事業評価の導入

引き続き協議していくことになった。

⑥議会のICT化

タブレット端末を導入し、議会のICT化を進めていくことを議会運営委員会に答申した。平成28年度当初予算に導入経費を要求したが、理事者との協議の結果、予算計上は見送られた。

※ ICT化については、平成29年度の補正予算でタブレット端末の導入経費が認められたことに伴い、ICT推進会議を立ち上げ、タブレット端末の選定等ICT化に向けた検討を開始した。その後、平成30年3月定例会からタブレットの試行運用を行い、同年6月定例会から本格的な運用を開始した。

⑦議会報告会のあり方

議会報告会のあり方については、新設された広報広聴協議会で検討することになっていたが、ベースとなるものが何も無いと議論が進まないため、推進委員会において3月及び9月定例会後に議会報告会を実施し、6月及び12月定例会後には意見交換会を実施することとした案をまとめ、これをベースに広報広聴協議会で検討することになった。



⑧議会基本条例策定までの協議予定表の作成

議会基本条例策定までの協議予定表（資料5）を作成し、議会運営委員会へ報告した。

(3) 議会改革推進委員会から議会改革推進特別委員会へ・・・

今後、議会基本条例の制定やさらなる議会改革を推進するためには、任意の委員会ではなく法定の委員会として位置付けた方が良いのではないかとの考えから、平成28年4月18日、第17回の委員会をもって議会改革推進委員会は活動を終了した。それに伴い、同年5月19日の第1回臨時会において議会改革推進特別委員会を設置し、議会改革推進委員会の活動を引き継ぐこととした。

(4) 議会改革推進特別委員会の活動

①議会基本条例

議会改革推進委員会が作成したスケジュール案に沿って議会基本条例を策定した。

条例の施行日を平成29年4月1日と定め、基本毎週月曜日の午後1時から特別委員会を開催。（条例案完成まで30回開催）

②専門的知見の活用

【平成28年10月24日】

龍谷大学政策学部土山希美枝教授を交え議会基本条例の素案について意見交換。

【平成28年11月6日】

龍谷大学政策学部土山希美枝教授を交え委員会を開催

【平成30年1月25日】

瀬戸市議会へ視察のため来庁された流山市議会議会運営委員会委員との合同勉強会を開催。基本条例の検証、議員間討議、市民との意見交換会からの政策サイクルについて意見交換。龍谷大学政策学部土山希美枝教授も参加。

③正副議長、常任委員及び組合議会議員の任期

正副議長及び常任委員の任期については2年とする意見と1年のままで良いという意見が出され、協議を行ったが結論には至らなかった。

組合議会議員については、組合議会を構成している他市議会議員の任期が2年であることを踏まえ、本市議会も2年とすることで一致した。（平成29

年5月の議会役員改選時から組合議会議員の任期は2年)

④正副議長選挙に係る所信表明

正副議長選挙において所信表明を行っていくことを決定、所信表明の実施方法については「瀬戸市議会正副議長選挙に係る所信表明演説会実施要綱」(資料6)を作成し、これに基づき実施していくこととなった。(平成29年5月の正副議長選挙から実施)

⑤事業評価シート

他市の事例(守谷市、小松島市、町田市、古河市)を参考に協議を行った。協議の結果、小松島市の事業評価シートを基にした瀬戸市版事業評価シート案を作成し、理事者に提示した。

⑥議案説明資料の作成

定例会に提出される議案の説明資料を統一化し議員全員に配布することで、議案審査がより一層充実したものになるのではないかという発想から特別委員会で協議した結果、統一様式を作成し理事者に提示した。

⑦議会基本条例の検証

平成29年4月に施行した議会基本条例の第22条には定期的に条例の施行状況について評価検証することが規定されているため、評価検証方法について、他市の事例を参考に協議を行った。

⑧委員派遣、行政視察

ア 委員派遣

日 時：平成30年1月24日(水) 13:00~17:00

場 所：犬山市国際観光センター

内 容：地方議会研修会「地方創生時代の政策と議会のあり方を学ぶ」

イ 行政視察

日 時：平成30年1月30日(火)~31日(水)

視察先：福島県会津若松市議会

内 容：H30.1.30(火) 13:00~予算決算準備会の傍聴

H30.1.30(火) 夜~ 会津若松市議会議員と意見交換会

H30.1.31(水) 9:30~会津若松市議会目黒議長との政策サイクルに関する座学と意見交換

⑨議員定数について

平成31年4月の統一地方選を前に、議員定数について議論した。

- ・議員定数について法的根拠はない。上限も定められていない。
- ・前回、定数を2減とした時（H22.12）の本市の人口規模、市域面積等基本的な状況は現在とほとんど変化がない。
- ・全国の類似団体の議員定数をみても、26人という定数は平均値である。

以上のことから、議員定数については現状維持（26人）とすることで合意した。

⑩政務活動費について

政務活動費の額（年15万円）について見直しすべきかどうか議論した。

- ・議員定数同様、法的根拠となるものは無い。上限も定められていない。
- ・前回、額の見直しをしたのは平成22年3月
- ・平成29年度の執行率は86.1%。返納額は10人から平均53,000円あり。
- ・政務活動費を使わない議員あり（議員当選時の公約）。
- ・増額の根拠について市民へ説明が必要
- ・議会改革を進めていく過程で議員のスキルアップは必要不可欠。スキルアップのためには、ある程度の費用負担は必要
- ・領収書等必要なものは全て公開（書面及び市議会HP）している。
- ・ガソリン代、携帯端末の通信料は全額私費負担とする等、使途基準も明確になっている。
- ・類似団体の平均は34万円

以上のような論点で協議した結果、政務活動費の増額（年15万⇒年30万）を理事者へ要求することとした。

⑪市民との意見交換会を起点とした政策サイクルについて

議会基本条例第7条第2項の規定に基づき、これまで、3月及び9月定例会後に議会報告会を、6月及び12月定例会後に意見交換会を実施してきたが、意見交換会本来の目的である市民意見を起点とした政策サイクルを回すことについて協議することとした。

協議の結果、資料7のとおり実施することで合意、実施時期は、平成31年の議員改選後とした。

※30年度実施の意見交換会もこの形式で実施することとし、7月19日～8月2日の間、8会場で意見交換会を実施した。また、12月定例会後の意

見交換会についても平成31年1月18日～25日の間、8会場で意見交換会を実施した。

⑬予算（決算）準備会について

当初予算審査及び決算審査に向け、予算決算委員会の分科会単位で審査における論点の抽出、具体的には市民との意見交換会で得られた意見、一般質問で課題とされた項目を踏まえ、分科会として問題意識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる主要事業、重点事業及とその論点を抽出することを目的とし、予算（決算）準備会を設けることとした。

準備会の流れは資料8のとおりとし、平成30年9月定例会での決算審査から実施することとした。

⑭常任委員、議会運営委員の任期について

現行1年になっている常任委員及び議会運営委員の任期について協議した。各常任委員会では、5月の臨時会で委員会が構成されると、所管事項の中から課題を抽出し、行政視察もその課題解決に繋がる視察先を選び調査研究をしている。任期の終わりには理事者に課題解決に向けた提言ができることを目標に活動しているが、1年の任期では、調査研究に十分な時間を裂けず、中途半端な状態で任期満了を迎えているのが現状である。

そういった現状を打破するため、平成31年から任期を2年とすることとした。

⑮正副常任委員長及び正副議会運営委員長の報酬加算について

常任委員及び議会運営委員の任期を2年にすることに伴い、各正副委員長の責務はこれまで以上に重くなるため、正副委員長の報酬もその職責に応じたものにするべきではないかとの協議がなされた。他市の事例も参考にするとともに、市民に対し、正副委員長の職務が依然に比بدれほど増加しているのか、といったことについても説明できるよう慎重に協議した結果、委員長1万円、副委員長5千円を議員報酬に加算することで合意した。この結果については特別職等報酬審議会に諮問することとした。

4 おわりに

本市議会では、議会の最高規範である議会基本条例を平成29年4月に施行したことで、その後の議会改革が一気に加速した。

その成果は、民間の調査機関による議会活性度ランキングにも表れており、全国で38位、愛知県内では2位という高い評価を得ることができた。

これは、議会改革推進特別委員会委員だけでなく、正副議長はじめ議員26人の力を結集し、議会改革に取り組んできたことによるものである。

ただし、このことを瀬戸市民がどう受け止めているのかということをお我々が把握しているわけではない。また、市民一人一人の理解が得られているとは言い難い。

市民の理解を得るためには、引き続き26人の議員が一丸となって議会改革に取り組み、意見交換会等で一人でも多くの市民に対し、議会がこれまで取り組んできたこと、これから取り組もうとしていることを説明していかねばならない。

議会改革推進特別委員会は、本日をもって今任期中の活動を終えることになるが、議会改革が終わりになることはない。来期以降も市民福祉の増進をめざし、議員が一丸となって議会改革に取り組んでいくことを市民の皆さんにお約束し結びとする。

